

日本防災士会北関東連絡協議会規約

第1章 総 則

- (名 称) 第1条 本会は、日本防災士会北関東連絡協議会と称する。
- (構 成) 第2条 本会会員は、日本防災士会会則第11条に基づく同会の北関東3県（群馬県支部・栃木県防災士会・茨城県防災士会）の相互の連携組織である。
- (目 的) 第3条 本会は「自助」「共助」の原則のもと、3県防災士組織間のネットワークを構築し、防災士としての活動と技術研鑽を支援することを目的とする。
- (事務所) 第4条 本会の事務所を会長宅におく。

第2章 事 業

- (事 業) 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 防災士としての活動と防災・減災技能の研鑽に資する事業。
 - (2) 会員相互の連携交流に資する事業。
 - (3) 講演会及び研究会等の開催に関する事業。
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。
- (年 度) 第6条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第3章 会 員

- (会 員) 第7条 本会の会員は、各県の会員をもって構成する。

第4章 役 員

- (役 員) 第8条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長：1名、副会長：2名、理事：若干名、幹事長：1名、会計：1名
監事：2名、顧問：若干名
 - (2) 役員の選出は各県の役員の中から各県の推薦を得て総会で選出する。
 - (3) 役員の任期は2年とする。欠員が生じた場合は速やかに選出し任期は前任者の在任期間とする
 - (4) 会長・副会長は各県理事長・支部長並びにその職に準ずる人がその役職につく。また、会長は3県の持ち回りとし、群馬県→茨城県→栃木県の2年毎の輪番制で選出する。
 - (5) 任期中に理事長・支部長の交代があった時は新任理事長・支部長がその役職につく。
 - (6) 顧問等の役員は、必要に応じ置くことができるものとし、役員会で推挙し、会長が指名する。

- (職 務) 第9条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 幹事長は本会の事務・会計を統括する。

(4) 理事及び会計は、本会の会務の執行にあたる。

(5) 理事は本会の会務・会計を監査する。

(事務局) 第10条 本会に事務局を置き、幹事長が統括する。

第4章 会 議

(会 議) 第11条 本会の会議は総会、役員会とする。総会、役員会は会長がこれを招集しその議長を務める。

(総 会) 第12条 総会は年1回開催し次の事項を議決する。

- (1) 本規約の改廃に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 年度事業及び事業方針に関する事業
- (4) その他必要事項

2 会長が必要と認めたときには臨時に開催することができる。

(役員会) 第13条 役員会は年1回開催し次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他会務執行上必要な事項

2 会長が必要と認めたときには臨時に開催することができる。

(議 決) 第14条 総会は会員の過半数（議長一任の委任状を含む）をもって成立する。

2 総会の議決は総会参加の会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 役員会は役員員の過半数をもって成立する。

4 役員会の議決は役員員の過半数をもって決する。

第5章 会 計

(会 計) 第15条 本会の経費は、各県組織会費、寄付金をもってこれにあてる。

2 会費の額については別に定める。

3 本会の会計年度は事業年度と同じとし毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わるものとする。

執 行 本規約は平成24年5月19日より執行（設立日 平成25年4月29日）

【 附 則 】 平成25年4月29日 一部改定

平成26年4月27日 一部改定

平成27年4月25日 一部改定

令和元年5月11日 一部改正